

## 次期報酬改定に向けた検討について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

# 障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R5・6年度決算における収支差率等を調査	(経営実態調査) R7年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R5・6年度(各年度9月分)の従事者の給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、報酬改定検証調査において7月分の給与等を把握	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 (※1)	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業(※2)	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) 改定検証調査概要

下記項目についてR6年度報酬改定の影響等を調査

(R6年度)

- ①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助、⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護、⑦短期入所、⑧障害児通所支援

(R7年度)

- ①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害、⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

(R8年度)

- ①医療型短期入所、②共同生活援助、③補足給付・医療型個別減免の経過措置等、④意思決定支援、障害者虐待防止

(※2) 推進事業公募課題(主なもの)

(R6年度)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方 ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方 ・障害福祉現場における手続負担の軽減 等

(R7年度)

- ・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方 ・事業者指定の在り方
- ・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援 ・療養介護の在り方
- ・障害福祉現場の生産性向上 ・サービス利用者等の生活実態 等

(R8年度)

- ・就労系障害福祉サービスにおける適正な支給決定等 ・意思決定支援ガイドラインを活用した研修資料等の作成
- ・相談支援専門員等の養成研修のあり方 ・地域生活支援拠点等の機能の評価指標・拠点コーディネーターの養成 等

(注) 上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。上記の他、厚生労働科学研究等を活用。

# [参考資料1] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)

## (令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

### 第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
  - 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
- ① **障害者支援施設の在り方について**
    - 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
  - ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
    - 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
  - ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
    - 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
  - ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
    - 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
  - ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
    - 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
  - ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
    - 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
    - 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

### ⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

### ⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

### ⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

### ⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

### ⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

### ⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。  
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

# [参考資料2] 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄） （令和5年12月22日閣議決定）

## II. 今後の取組

### 2. 医療・介護制度等の改革

#### <① 来年度（2024年度）に実施する取組>

##### ◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- ・（略）
- ・ 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に going 行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

#### <② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

##### ◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

##### ◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

（能力に応じた全世代の支え合い）

##### ◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

#### <③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

## [参考資料3] 大臣折衝事項（抄）（令和7年12月24日）

### 4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。
- ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・ 訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

### 5. 社会保障制度改革の推進

#### （6）障害福祉サービスの質の確保

改革工程に基づく以下の取組を含め、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画の策定に向けて検討を行う。

- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方の実現
- ・ 自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みの構築

# [参考資料4] 経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(令和7年6月13日)

## 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

#### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

～(略)～

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー<sup>17</sup>の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

～(略)～

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

<sup>17</sup> デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

### 1. 「経済・財政新生計画」の推進

#### (「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

～(略)～

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費<sup>204</sup>については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税收等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費<sup>205</sup>及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

<sup>204</sup> 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

### 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

#### (1) 全世代型社会保障の構築

～(略)～

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

～(略)～

#### (中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程<sup>213</sup>を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化<sup>214</sup>を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

<sup>213</sup> 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)。

<sup>214</sup> 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

# [参考資料5] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【処遇改善関係】

## II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

### 4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

#### （1）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。

#### （4）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっておらず、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

～（略）～

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

# [参考資料6] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【省力化投資促進プラン関係】

## II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

### 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

#### (1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

#### (3) 12業種における省力化投資の具体策

##### ⑩介護・福祉

###### i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

###### ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

###### iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

###### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

###### v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

# [参考資料7] 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

## 1. 趣旨

- 障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。
- 検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

## 2. 検討事項

- 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
- その他

## 3. 開催状況

- 第1回検討会（令和7年5月26日）
- 第2回検討会（令和7年6月25日）
- 第3回検討会（令和7年8月20日）
- 第4回検討会（令和7年9月16日）

## 4. 構成員

安部井	聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会	会長
荒井	隆一	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	代表
今村	登	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局次長
岩上	洋一	一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク	代表理事
岡部	浩之	特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク	副理事長
◎小澤	温	筑波大学	名誉教授
児玉	和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会	理事長
佐々木	桃子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長
佐藤	則子		当事者構成員
相馬	大祐	長野大学 社会福祉学部	准教授
◎曾根	直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所	客員教授
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長
富岡	貴生	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会	代表理事
中尾	富嗣	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会	常任協議員
野澤	和弘	植草学園大学	副学長
樋口	幸雄	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	会長
福嶋	翔太		当事者構成員
松山	香里	品川区福祉部障害者支援課	課長
三浦	貴子	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会	副会長
横川	豊隆		当事者構成員

◎座長、○座長代理

（五十音順・敬称略）

# 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

## 検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討**を行った。

## 議論のまとめのポイント

### 1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

#### ① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

#### ② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

#### ③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

#### ④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

### 2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- **施設待機者の考え方や把握**については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討**。
- 次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

## 今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討**。

## 検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

## 検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

## 主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

## 検討スケジュール

令和7年  
5月 本検討会  
・ 主な検討事項(案)について  
・ 今後の検討の進め方について(案)  
・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について  
・ ヒアリングの実施(案)について  
・ 調査票(案)について

5月～6月  
・ ヒアリングの実施

7月～9月  
・ 福祉型・医療型ワーキング

10月  
・ 本検討会 中間報告

11月  
・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年  
1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

# [参考資料9] 障害児支援における人材育成に関する検討会について

## 〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

## 〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



## 〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

## 本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

## 障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。
- 支援者自身の成長やキャリア形成。
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり。
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。

## 障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

# 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

## 研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

## 研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

## 研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

## 本検討会におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間が存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

# 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

## 研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし	
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度	約32～40時間程度
	7科目	22科目	19科目+演習2日間×2	12科目+演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合

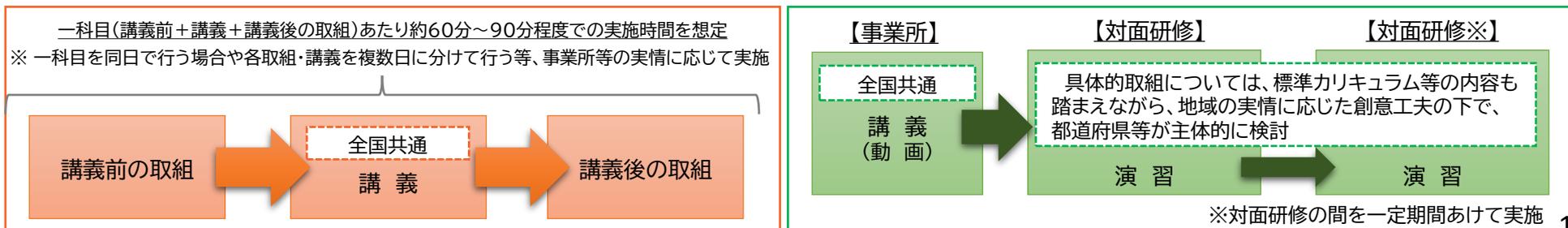
※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

それぞれの役割等に応じた任意受講

### 研修の階層



### 実施イメージ

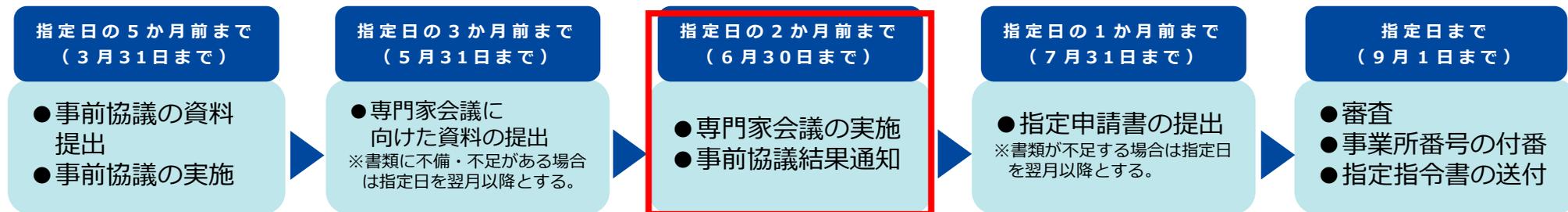




# 就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の導入事例（広島県）

- 広島県では、平成29年度に発生した就労継続支援A型事業所の経営破綻に対する検証報告書（平成30年12月県障害者自立支援協議会とりまとめ）の提言を踏まえ、平成31年4月より、事業所指定のプロセスを見直し。
- 県障害者自立支援協議会就労支援部会に中小企業診断士や公認会計士等をメンバーとする「就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議」を設置。指定の事前協議の際に、事業者の関係者の出席の下、開催。利用者に対し最低賃金を支払うことができる事業計画となっているかなどを確認し、県に専門的な意見をのべる。
- このプロセスを導入後は、適正に運営する事業所割合が増加するなど効果があがっている。

## <事業者指定の流れ>（例：9月1日付で指定をする場合）



## <専門家会議の概要>

	内容
所掌事務	次の事項に関し、県へ専門的な意見を述べる。 (1) 事業者指定(定員増の変更申請を含む)の事前協議時に、 <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を</u> 控除した額により、利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画であること。 (2) 指定取消検討時(毎年度の事業継続の可否判断が難しい場合など)に、 <u>経営状況等から経営改善の見込</u> があること。 (3) 定期の立入検査の中で、判断の難しい専門性の高い <u>経営、運営の課題</u> 等
構成員及び役割(担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士（1名）：経営（採算性、実現性）</li> <li>・公認会計士（1名）：経営（採算性、実現性）</li> <li>・精神保健福祉士等（3名）：職業指導など利用者処遇の水準</li> <li>・事業経営経験者（1名）：就労経営実務</li> <li>・弁護士（1名）：破産時等の法律関係</li> <li>・社会保険労務士（1名）：労働法規、福利厚生等</li> </ul>
開催時期	随時（指定：事前協議時、取消時：立入検査後）
運営 <専門家会議導入の効果>	(1) 当該事業所関係者の出席を求める。 (2) 会議は非公開とし、構成員は匿名とする。 (3) 当該事業所と利害関係のある構成員はあらかじめ除斥する。 (4) 必要と認める時は、関係機関への調査を行うことができる。 適正な運営の事業所割合の増加等

## 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について①

在宅支援については、一部ではあるが、不適切な事業運営が散見されている状況があり、適切な支援等の徹底を図る観点から、特に留意すべき事項等を周知する予定。事業所、指定権者、支給決定権者それぞれに、適切な取組を促していく。

<障害保健福祉関係主管課長会議で周知予定の内容>

- 在宅支援については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）や「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8（令和7年3月31日）問2（以下「Q&A」という。）」などに基づき、要件を遵守し、実施いただいている。
- しかしながら、一部ではあるが、不適切な事業運営が散見されている状況もあり、ガイドラインでも「在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動（※eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動等）や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」（令和7年3月31日）に照らして、適切な内容となっているか確認すること」とし、周知してきた。
- 今般、在宅での適切な支援等を徹底するために、特に留意すべき事項等を次ページのとおり整理したので、ご確認の上、事業所へ必要な周知を行うとともに、事業所指定や支給決定の際などに適切に対応をいただくようお願いする。
- なお、当該内容については、今後、事務連絡も発出する予定である（在宅支援については、令和9年度報酬改定にあわせ、見直しを行うことも検討中。）

## 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について②

### 【留意いただきたい事項】

在宅支援については、留意事項通知で「アからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する」とされていること等を踏まえ、**事業所はこれらの要件にすべて該当することなど、留意事項通知やQ&Aに定める事項の遵守が必要であり、この点は改めて徹底いただきたい**。特に、支給決定権者におかれては「アからキまでの要件」は在宅支援の報酬算定の要件となっていることも踏まえ、改めて適切な対応をお願いしたい。あわせて、以下の点は留意いただきたい。

- 1 留意事項通知で「**在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者**」が対象となっているため、**事前の本人の同意やアセスメントを徹底**すること。希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、**支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要**であるので、留意すること。
- 2 留意事項通知に基づき、**運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底**すること。また、留意事項通知で**訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進**すること。
- 3 留意事項通知に「**事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと**」とされていることを踏まえ、**事業所における適切な評価等の徹底**を図ること。
- 4 Q&Aにおいて「**直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる**」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、**オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる**」とされていることを踏まえ、**原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進**すること。
- 5 Q&Aにおいて「**緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある**」などと記載されていることから、**緊急時の対応について遵守**すること。

## (参考) 就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知①

### 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について （平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

#### 2 報酬請求に関する事項について

##### (3) 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

## (参考) 就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.8 (1/2) (令和7年3月31日)

(オンラインによる支援について)

問2 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。)の記2の(3)について、他都道府県等の遠方に居住する利用者に対して、オンラインによる支援を行うことは可能か。

(答)

- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、就労を希望する障害者や通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を実施することで、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要がある、原則として対面での支援を行うことが求められる。一方、オンラインによる支援が認められるのは、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる。

## (参考) 就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.8 (2/2) (令和7年3月31日)

- また、留意事項通知において記載している要件のうち「ウ 緊急時の対応ができること。」については、事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及びオンラインでの支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。
- 一概に他都道府県に在住していることをもって、オンラインによる支援を不可とはしないが、緊急時対応が担保されないような地域の利用者へのオンラインによる支援は原則として認められない。
- 以上を踏まえ、指定権者におかれては、事業所からオンラインによる支援を実施する旨の届出があった際に、オンラインによる支援によって利用者の一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、オンラインでも適切な支援が提供可能かを判断されたい。

また、支給決定を行う自治体におかれても、オンラインによる支援を希望する利用者がある場合には、支援を提供する事業所の情報など、指定権者に対し、事業所の状況を聴取するなど自治体間で適宜連携を図られたい。

## (2) 新規指定の取組・スケジュール例

### イ 事業計画書等審査

#### (ア) 事業計画書

#### d. 生産活動の適切性

- 生産活動と称して、eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されているため、事業計画書等の審査の際には、適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点及び2 (2) イ (イ) の根拠情報等を踏まえて詳細を確認すること。

- ・ 具体的な生産活動の場面があるか
- ・ 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ・ それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・ 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ・ 生産活動の収益が適当か (収入が支出と合っているか)
- ・ 業務委託費が妥当か (取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか)

## (参考) 「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」 (抜粋)

### (2) 新規指定の取組・スケジュール例

#### イ 事業計画書等審査

##### (ア) 事業計画書

#### e. 在宅支援の適切性

- 就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるが、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合に、在宅支援が認められている。
- **在宅支援と称して、前記d.に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されている**ため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、**在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているか**に加え、**運営規程において、在宅での訓練内容及び支援内容が明記されているか**を確認し、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.8」（令和7年3月31日）に照らして、**適切な内容となっているか**確認すること。

## [参考資料11] 共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた今後の取組

### ◎障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

- （略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

### ◎令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和5年12月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

#### ③ 共同生活援助における支援の質の確保

- グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

## <今後の取組>

### 1. 共同生活援助における支援に関するガイドライン

- ・ 令和6年度障害者総合福祉推進事業により、共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（案）を策定。**守られるべき最低限の基準**を提示。
- ・ 令和7年度障害者総合福祉推進事業において、ガイドライン（案）を活用した**モデル研修を試行的に実施**。
- ・ 令和8年2月に厚生労働省として「**共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン**」を公表。
- ・ 今後、ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**ことも検討。

### 2. 共同生活援助の管理者や生活支援員・世話人に係る要件

- ・ 1. のモデル研修をもとに共同生活援助の**管理者向け研修を創設**し、その**受講を管理者の要件**とすることを検討。あわせて、共同生活援助の**管理者の実務経験要件**を導入することについても検討。
- ・ 共同生活援助の生活支援員・世話人が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、今後、**研修カリキュラム等の開発**を検討。

# 共同生活援助ガイドラインについて

## 概要

### グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

## ガイドラインの概要

▶ 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載

- ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
- ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
- ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
- ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
- ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

(別添資料)

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

## 【自己チェックシート】

別紙 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン 自己チェックシート

【チェックシート編】

- 利用者に対するサービスを提供するためには、事業者自身が適切な運営状況や提供するサービスを確認し、又はサービスの質を向上させることが必要です。
- チェックシートは、共同生活援助事業者が「共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドライン」を踏まえて適切なサービスを提供しているかを自己評価するためのものです。
- 各チェック項目について「はい」又は「いいえ」のどちらかに○を記入するともに、事業者として工夫していることや改善が必要だと感じる事項などについて記入してください。
- 空白の欄は、事業所固有の項目であり、「ガイドライン」にない項目で行ってください。また、地域連携推進会議において話し合い、関係者から助言や指導を受けるなど、自己評価の結果を適切に活用してください。

## ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
  - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

分類	No.	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点・改善が必要だと認められる点など	ガイドラインページ
人員 配置	1	指定基準第208条に定められた従業者の人員の配置基準は満たしているか。				9-11
	2	利用者に対して適切なサービスを提供するために、適切な従業者の職種構成が構築されているか。				13,14
設備	3	利用者は、住宅又は住宅と併設する利用者の受取の施設（住居）との交流の機会が確保される環境（バス、入浴施設又は併設の施設）があるか。				14,15
	4	利用者は、1以上のユニットを有しているか。また、ユニットには、更衣室等に設置しても良いものを備えておらず、更衣室（脱衣所、洗面所、浴室等）が設けられているか。				14,15
	5	居室は、最低面積基準を確保し、7.4㎡以上となっているか。また、換気設備が設置するなど、利用者の健康を確保していただくための対応を講ずるものとなっているか。				14,15
	6	利用者の構造及び設備は、例えば扉の寸法が小さい場合、扉下部の視覚的誘導の付いたドア（凹凸入り等）を採用し、視覚的誘導に配慮して工夫されたものとなっているか。				15,16
	7	浴室は、浴下・浴間等に湯が流入し、他の部屋とは明確に区別されているものとなっているか。また、浴槽の開口部が浴槽の縁より低く（浴槽の開口部は浴槽の縁より高いものではないか。）、				15,16
	8	利用者の施設管理上の定員は4人以上となっているか。				15
9	利用者の居室の面積は2.1㎡以上となっているか。居室の面積を確保する場合は2.1㎡以上は、部屋の利用率（指定都市及び非指定都市において、指定都市及び非指定都市の居室）が特に必要と認められる場合は2.1㎡以上となっているか。）、				15	

# (参考) 共同生活援助における支援の質の確保等に向けた取組イメージ

## 【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の5）】

### 共同生活援助ガイドライン

- ・ 共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- ・ 自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

## 【地域との連携等（基準省令第210条の7）】

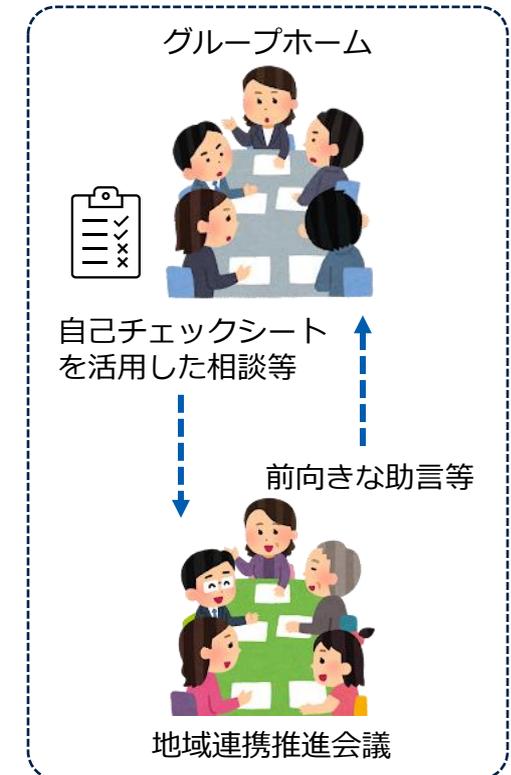
### 地域連携推進会議（第210条の7第2項、第4項）

- ・ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- ・ おおむね1年に1回以上開催
- ・ 運営状況の報告や必要な要望や助言等を聴く機会を設ける
- ・ 会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

### 指定共同生活援助事業所への訪問（第210条の7第3項）

- ・ 地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- ・ 住居ごとにおおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

## 【自己チェックシートの活用例】



## <地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）>

- ・ 経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- ・ 地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- ・ 指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介